

令和 7 年第11回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 7 年11月20日
曾於市農業委員會

第11回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和7年11月20日（木）午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番		3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	
19番	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○				

4 欠席委員 2番 ○○○○○、18番 ○○○○○

5 議事録署名委員 4番 ○○○○○、5番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
	農地係	○○○○○	農地係	○○○○○
農政課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和7年11月20日（木）午前10時00分

令和7年第11回曾於市農業委員会総会日程

令和7年11月20日（木）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第86号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
議案第87号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について
議案第88号 農地法第4条による許可申請について
議案第89号 農地法第5条による許可申請について
議案第90号 非農地証明願について
議案第91号 農用地等のあっせんについて
議案第92号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年2月1日始期分）
議案第93号 耕作放棄地に係る非農地認定について

(2) 報告

- 報告第11号 合意解約等の報告

4 その他

令和7年第11回曾於市農業委員会総会

令和7年11月20日（木）午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。10月、11月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、〇〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇〇委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第11回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。4番〇〇〇〇〇委員、5番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第86号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

大隅93号について、9月保留分です。11月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。9月、10月に保留となっていました〇〇〇〇〇さんの件なんですが、再々度お願いして耕作できるようにしてくださいということで話を持ち掛けて、事務局とも話しながら進んで行ったんですけど、ようやくですね、今月、耕作できる状態になりました。米と飼料という話を最初は聞いていたんですが、面積が小さくて形や出入口等から作業の効率が稻を大型機械でするのは無理じゃないかという話もありまして、できたら米と飼料という話だったんですけど、菜園の方をしたいということで話がありました。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉118号について、11月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、兄弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉119号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員で現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻と甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

末吉120号について、11月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、他人ですが、渡人の方が以前、近所に住まわれていて、今ちょっと違う所に引っ越しされたため、この農地を譲りたいという申し出で今回の贈与になります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉121号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。補足説明資料は1ページになります。申請人、申請地は総会資料のとおりでございます。渡人と受人は義理の親子になります。取得する農地の基準判定については、全部効率利用要件は問題なし。農作業常時従事要件については、取得する農地は、受人の住居のすぐ横であることから問題ないと考えます。地域との調和要件については、特に問題ないと思います。

調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費ではありますが、野菜等を栽培しているので、農地法第3条の範囲内とみて特に問題はありません。雨水等に関しては、農地の境界に排水パイプが確認でき、排水先の農地にも影響を与えていないため問題ないと考えます。最後に、この農地の最終情報では、B判定との情報がありましたが、現地調査の際は、管理が行き届いており、何も問題がない状況だったことを報告します。これらを踏まえ、許可相当の意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○16番委員 (○○○○○)

大隅122号について、○○○○○委員の代わりに11月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、他人ですが、約10年前から耕作されています。受人が80歳以上ですが、子供さんがいらっしゃいます。現在は勤務されていますが、農作業を手伝うということです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○14番委員 (○○○○○)

大隅123号について、11月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の所有する農地が1筆、無断転用となっていますが、今回非農地証明願が提出されています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷、野菜等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅124号について、11月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の所有する農地が1筆、無断転用となっていますが、4条許可申請の準備をしている旨の上申書が提出されています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員 (○○○○○)

財部125号から130号まで、11月10日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。財部125号について、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上ですが、いたって元気で隣近所の人の田畠の耕うんもされています。また、忙しいときは、娘さんが手伝いに来られるそうです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部126号について、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部127号について、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上ですが、後継者が隣で畜産をやっていて手伝うとのことでした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部128号について、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は従姉弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部129号及び130号については、受人が同一人ですので、まとめて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自然薯を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第86号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第87号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

大隅21号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、境迫自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで原野、西が畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農業用車庫兼倉庫を設置する面積331m²は、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除については、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、既に農業用車庫兼倉庫を整備済みであることから、用途変更やむを得ないとする意見の一一致をみました。次に、大隅22号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、小山自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と山林、西が畑、南が畑、北が山林です。目的実現の確実性は、鉄塔を設置する具体的な計画があり確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、鉄塔用地を整備する面積432m²は、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等については、雨水は自然流下するもので適當と思われます。被害防除については、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地に該当しますが、農地法については、事前に県と協議済みであり、鉄塔用地を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第87号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第88号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅17号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、北自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が道路を挟んで畑、北が山林です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されていることから、確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林を整備する面積が全体で4,024m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除については、緩衝地を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません

ん。調査結果の総合意見として、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

大隅18号について、11月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と宅地、西が畑、南が宅地、北が原野です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、食品加工場、物置、農業用倉庫、通路を整備する面積が全体で718m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、食品加工場、物置、農業用倉庫、通路を整備済みであることから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○13番委員 (○○○○○)

大隅19号について、11月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたが、議案第87号農振変更申請の大隅21号と同時申請ですので、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用車庫兼倉庫を整備済みであることから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第88号農地法第4条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第89号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○13番委員 (○○○○○)

大隅39号について、11月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、大久保自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており、確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で413m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適當と思われます。被害防除については、盛土をし、畑との境界にはブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第3種農地の街区4割超宅地化農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

大隅40号について、11月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、八合原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑と雑種地、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、住宅敷地の拡張を整備する面積が全体で1,314m²のうち65m²であり、同種施設の規模状況からみて適當だと思います。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除については、既にL字の擁壁が設置されています。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題

はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、住宅敷地の一部として整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。次に、大隅41号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が通路を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており、確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、物置、駐車場を整備する面積が全体で367m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適當と思われます。被害防除については、緩衝地を設け、申請地の周辺はブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、物置、駐車場は既に整備済みであり、今回、一般住宅1棟を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅42号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、桂自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑と宅地、南が道を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で1,477m²のうち427m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適當と思われます。被害防除については、申請地周辺にブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

財部43号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、湯田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田、西が水路を挟んで田、南が田、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書及び残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で500m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適當と思われます。被害防除については、盛土を行い、申請地周辺は擁壁を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第3種農地の300m以内農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第89号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第90号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅12号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は西笠木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の北側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和63年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。農家住宅として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。次に、大隅13号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は下須田木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が山林、北が山林です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地は山林、宅地に囲まれており、農地がないため、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成7年と平成15年頃に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。豚舎、管理舎、その他の農業用施設として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

財部14号について、11月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は杁比野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が宅地、北が山林です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の西側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和53年頃に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。牛舎、農業用倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

大隅13号についてなんですか？これは問題ないと思うんですけど、もう15年、約20年経とうとする中で、市役所が入って、それで進めて工事をやった。それについて、結局不備があったということで、始末書を書くというのが出てるんですね。1回どつかで整理して、そこら付近をどうにかキャラにできんかなと、でないと結構怒っている人がおるもんですから。出さんないかんけど、始末書はイヤやというのがありますので、そこら付近をもうちょっと考えて実際の手続きの問題、市役所での手続きの問題でのトラブルというのはちょっと防いでいった方が良いじゃないかと思っています。以上です。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

今、〇〇〇〇〇委員がおっしゃたのは、多分、建設当時に農用地区域内の用途変更等の手続きはされて、補助金をいただいて建設された案件だと思います。それについては、実際、我々も農振の図面を見たりして、用途変更はしてるので転用申請をしてないなという案件は多数あるんですけど、そこについては、農業委員会としては、やはり始末書付きでいただいている方が良いのかなと思っています。畜舎については結構あるので、我々もどちらかというと潰していくといたいんですけど、ちょっと勝手に事務局の判断でするのはどうかなということで今止めています。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

○16番委員 (○○○○○)

今の件について、以前に私も畜産農家さんの件であったんですけど。今、この件に関しても始末書は地主さん、農業の方は始末書を書いていますけど、補助事業とかそういうのでは、市も関連、関係してますし、本来なら手落ちである市役所側も始末書を書くぐらいにしてもらわないといけないんじゃないですか。今は、厳しくなってるから、こういうことはないと思いますけど。以上です。

○事務局 (○○○○○係長)

先ほどもお伝えしたんですけど、農用地区域内の用途変更の手続きは、されたはずなんです。その後、転用申請が必ず必要なので、そこについては、やはり事業主が始末書を付けていただかないとおかしいのかなと思っています。実際、私の知っている畜産農家さんもそこは、無断転用になっていますよと話をしたら、農業委員が調査に来たたどという話を聞いて、仕事をしていく中で、多分、それは農用地区域内農地の用途変更の一旦調査をして、基本、用途変更、除外がでないと農地法の許可はでないので6か月、間が空くと思います。なので、その間で本人さん達は手続きが終わって勘違いをされている方がすごく多いと思っています。そこについては、当時の農業委員もやっぱり指導していかないといけなかつたんじゃないかなというのもあるので、そこは、ちょっと申し訳ないんですけど始末書で対応はさせてください。20年以上の証明が出せる部分については、今回のような非農地証明願いで受けてはいきますけど、最近のものであれば、やはり転用をしていただいた方が良いかなと思います。ここ最近は、畜産課とも連携してるので転用が必要ですって話はしています。過去の事例が多数あると思いますのでよろしくお願ひします。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。

○16番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第90号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第91号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉120は、私と○○○○○推進委員。末吉121は、4番○○○○○委員、○○○○○○推進委員。末吉122は、8番○○○○○委員、○○○○○○推進委員。末吉123及び124は、9番○○○○○委員、○○○○○○推進委員。大隅125及び126は、14番○○○○○委員、○○○○○○推進委員。大隅127から131までは、19番○○○○○○委員、○○○○○○推進委員。財部132から135までは、5番○○○○○○委員、○○○○○○推進委員。財部136及び137は、6番○○○○○○委員、○○○○○○推進委員を指名します。

○議長 (○○○○○会長)

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○事務局 (○○○○○局長)

○○○○○委員及び○○○○○○委員が欠席のため、2人の報告分については、私の方で報告します。末吉101は継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉102、103も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部104、105も継続でお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

末吉106も継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉107、108も継続でお願いします。

- 事務局 (〇〇〇〇〇局長)
　末吉109、110も継続でお願いします。
- 事務局 (〇〇〇〇〇局長)
　大隅111も継続でお願いします。
- 6番委員 (〇〇〇〇〇)
　財部112も継続でお願いします。
- 9番委員 (〇〇〇〇〇)
　末吉113も継続でお願いします。
- 7番委員 (〇〇〇〇〇)
　末吉114、115も継続でお願いします。
- 事務局 (〇〇〇〇〇局長)
　末吉116も継続でお願いします。
- 事務局 (〇〇〇〇〇局長)
　大隅117も継続でお願いします。
- 14番委員 (〇〇〇〇〇)
　大隅118も継続でお願いします。
- 6番委員 (〇〇〇〇〇)
　財部119は貸しで成立です。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
　大変、御苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
　次に、議案第92号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月1日始期分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (〇〇〇〇〇局長)
　議案第92号の促進計画案につきまして、御説明いたします。議案書の17ページから26の2ページまでになります。17ページから24ページまでが農地中間管理権及び利用権設定の一括方式86件、そのうち3件が議事参与の制限に該当するものとなります。そして、25ページが機構買入れの所有権移転1件、26ページの1が機構売渡しの所有権移転6件、26ページの2が令和8年2月1日始期分の集計表となりますので、よろしくお願ひします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
　本件については、議事参与の制限に該当する626から628までを除いて、審査して差し支えありませんか。
- (「異議無し」の声有り)
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
　農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と機構買入れ及び売渡しの所有権移転について、質疑、意見はありませんか。
- (「無し」の声有り)
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
　議案第92号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月1日始期分は、議事参与の制限に該当する3件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。
- (「異議無し」の声有り)
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
　御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
　ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。
(〇〇〇〇〇委員 退席)
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)
　続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、626を議題といたします。
- 議長 (〇〇〇〇〇会長)

質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第92号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月1日始期分の626は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、627及び628を議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第92号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年2月1日始期分の627及び628は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第93号耕作放棄地に係る非農地認定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 (○○○○○局長)

別冊の資料になります。議案第93号について説明いたします。委員の皆様に利用状況調査を実施していただいた結果を基に、事務局において確認、調整等を行った結果、田については、末吉地区が197筆で17.07ha、大隅地区が206筆で22.20ha、財部地区が60筆で7.02haの計463筆で46.29haとなりました。畑については、末吉地区が48筆で2.47ha、大隅地区が128筆で16.78ha、財部地区が11筆で1.05haの計187筆で20.30haとなりました。田畠全体では、末吉地区が245筆で19.53ha、大隅地区が334筆で38.99ha、財部地区が71筆で8.08haの合計650筆で66.60haとなったところです。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の説明に対して、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第93号耕作放棄地に係る非農地認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第11号合意解約等の報告については、議案書の27ページから32ページまでを御覧くだ

さい。
○議長（〇〇〇〇〇会長）
　その他で何かありませんか。
○16番委員（〇〇〇〇〇）
　弥五郎どん祭りの協力お礼について
○議長（〇〇〇〇〇会長）
　ほかにありませんか。
（「無し」の声有り）
○議長（〇〇〇〇〇会長）
　次に、事務局から事務連絡をいたします。
○事務局（〇〇〇〇〇局長）
　11月、12月の行事予定について
○事務局（〇〇〇〇〇次長）
　先進地視察研修及び農業委員会手帳の配布について
○事務局（〇〇〇〇〇係長）
　非農地判定に係る関係課等との調整結果の説明、年金加入推進の報告書及び農業委員会だよりの写真と原稿の提出について
○議長（〇〇〇〇〇会長）
　先進地視察研修の服装等について
○議長（〇〇〇〇〇会長）
　以上で、令和7年第11回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。
○事務局（〇〇〇〇〇局長）
　御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和7年11月20日（木）午前10時00分閉会

（議事録署名委員）

会長

委員

委員